議案第48号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月9日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例(平成12年条例第21号)の一部を次のように 改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び」を削り、「20,300円」を「16,200円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「20,300円」を「16,200円」に、「25,700円」を「18,900円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「20,300円」を「16,200円」に、「36,500円」を「35,100円」を「36,200円」に、「36,500円」を

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。